

【主な特例】

※「法」・・・地方税法

令和4年10月31日現在

根拠法令 ※		特例対象資産	取得時期	特例率
条	項・号			
法第三四九条の三	第2項	ガス事業用資産	平成29年4月1日以降	最初の5年間 1/3 その後5年間 2/3
	第5項	内航船舶	—	1/2
法附則第十五条	第2項第1号	公共の危害防止施設等(汚水又は廃液の処理施設)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2
	第2項第2号	公共の危害防止施設等(ゴミ処理)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2
	第2項第3号	公共の危害防止施設等(最終処分場)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	2/3
	第2項第4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/2
	第2項第4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/3
	第2項第5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	3/4
	第26項第1号	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1千kw未満、風力20kw以上、 地熱1千kw未満、バイオマス1万kw 以上2万kw未満)	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3年間 2/3
	第26項第2号	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1千kw以上、風力20kw未満、 水力5千kw以上)	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3年間 3/4
	第26項第3号	再生可能エネルギー発電設備 (水力5千kw未満、地熱1千kw以上、 バイオマス1万kw未満)	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3年間 1/2
	第33項	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から 令和5年3月31日まで	5年間 1/2
	第37項	農業協同組合等共同利用機械	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	3年間 1/2
	第38項	認定就農者	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間 2/3
法附則六十四条		先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物)	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	3年間 ゼロ